

東大阪市庁舎建物総合管理業務【長期継続契約】における賃金等の変動にかかる変更契約協議の基準について

1. 趣旨

本基準は、庁舎建物総合管理業務【長期継続契約】における、契約期間中の賃金及び物価の変動に対応し、契約金額の適正な見直しを行うために、変更契約協議の基準及び手続きを定める。

2. 協議請求日・基準日

変更契約協議は、履行開始日から起算して13か月目及び25か月目を実施することとし、受託者の書面（別紙様式1）による請求をもって行う。なお、変更契約協議の請求があった日の属する月の初日を基準日とする。

3. 事務手続き

事務手続きは、次の（1）から（6）の通りとする。

（1）当初契約時（受託者）

契約締結時において契約金額の内訳を記載した「契約金額内訳書」を東大阪市（管理課）に提出

（2）変更額の事前確認等（市及び受託者）

変更契約協議を円滑に進めるため、協議請求日の1か月前（履行開始日から起算して12か月目及び24か月目）を目途に、東大阪市（管理課）と受託者間で事前打合せを行い、事前に試算した変更額等を確認し、手続きに係る準備を進める

（3）変更契約協議の請求（受託者）

協議の請求は書面（別紙様式1）により行い、また、請求にあわせて基準日時点での契約金額内訳書を提出

（4）変更契約協議額の確定（市）

東大阪市（管理課）は、4. 及び5. に示す算出方法に基づき、変更契約協議額を調製し、議会の議決を経て確定

（5）変更契約協議（市及び受託者）

確定した変更契約協議額について東大阪市（管理課）から受託者へ協議書（様式2-1）にて通知し、疑義がない場合、受託者から東大阪市（管理課）へ承諾書（様式2-2）を提出

（6）変更契約（市及び受託者）

契約金額の変更を趣旨とする変更契約を締結

※末尾フロー図参照

4. 変更契約協議の要件

変更契約は、変更後残契約金額と変更前残契約金額の差額が、変更前残契約金額の1/100を超える場合に行う。また、変更前残契約金額の1/100相当額については受託者の負担とし、当該部分を控除した額を変更契約の対象とする。※次式参照

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

S：変更差額

P1：変動前残契約金額（基準日以降の未履行期間に対応する契約金額）

P2：変更後残契約金額（未履行部分に対し、賃金及び物価の変動を反映して算出した金額）

5. 変更金額の算出方法

変更後残契約金額は、契約締結時に提出された契約金額内訳書の各費目について、未履行分に対して次の方法により算出する。

- ①直接人件費：内訳書の直接人件費（未履行分×最低賃金の変動率）
- ②直接物品費：内訳書の直接物品費（未履行分×消費者物価指数の変動率）
- ③業務管理費：内訳書における直接人件費及び直接物品費に対する業務管理費の割合を算出（業務管理費÷（直接人件費+直接物品費））し、直接人件費（①）及び直接物品費（②）の合計にその割合を乗じた額
- ④一般管理費：内訳書における直接人件費、直接物品費及び業務管理費に対する一般管理費の割合を算出（一般管理費÷（直接人件費+直接物品費+業務管理費））し、直接人件費（①）、直接物品費（②）及び業務管理費（③）の合計にその割合を乗じた額

<契約金額内訳書の記載項目>

項目	対象経費
直接人件費	当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
直接物品費	当該業務に直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費
業務管理費	当該業務を実施する上で、現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の経費（例：当該業務に従事する者の法定福利費や福利厚生費用、労務管理費、安全管理費など）
一般管理費等	直接業務費及び業務管理費以外の費用で、受託者が企業の維持運営していくために必要な費用（例：役員報酬、当該業務に直接従事しない事務所スタッフの人件費・法定福利費・福利厚生費用など）

6. 使用指標

賃金変動率は、大阪府最低賃金を指標として、履行開始日の属する月末時点で発効されている最低賃金と、基準日の属する月末時点で発効する（発効見込みである）最低賃金の伸び率で算出する。

物価変動率は、消費者物価指数 大阪市（生鮮食品を除く総合）を指標として、履行開始日時点の月次指標と基準日時点で公表されている最新の月次指標の伸び率で算出する。

7. 端数処理

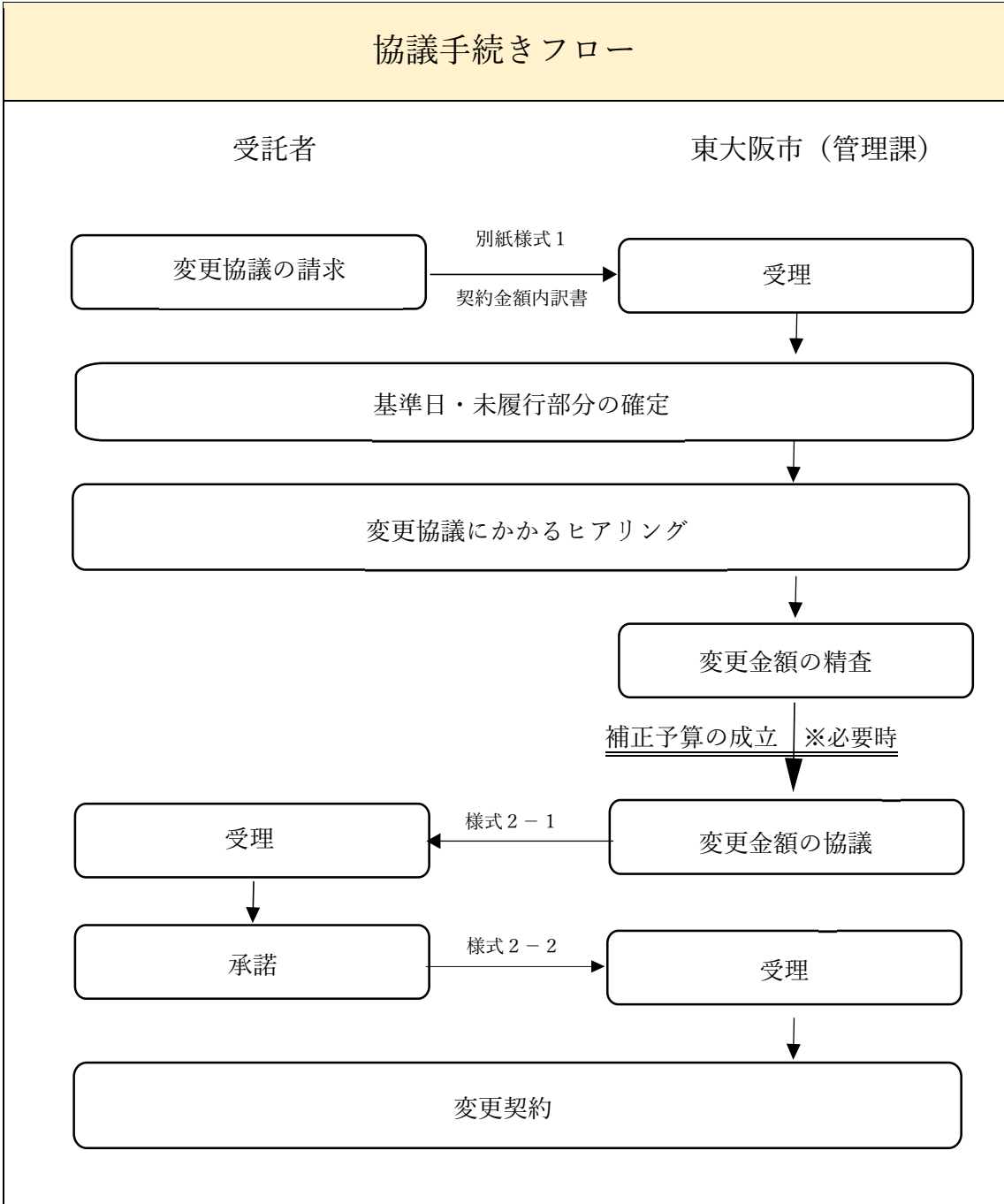
- ①賃金及び物価の変動率：小数第8位を四捨五入
- ②消費税相当額：1円未満を切り捨て
- ③その他（変更差額等）：1円未満を四捨五入

8. 特記事項

変更契約にあたって補正予算を必要とする場合は、補正予算の議決後に変更契約を締結する。なお、この場合も変更契約協議の基準日以降について契約金額を変更することとし、基準日以降の業務既履行分にかかる委託料については、双方協議のうえで支払い時期を決定することとする。

上記2. にかかわらず、天災地変や戦争等社会的事変に起因して、契約金額が著しく不相当となったときは、受託者は東大阪市（管理課）に対して変更契約協議を請求することができるものとする。

協議手続きフロー



令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 東大阪市長

(受託者)

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

業者名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

東大阪市庁舎建物総合管理業務【長期継続契約】における賃金等の変動にかかる
変更契約協議の基準に基づく契約金額の変更協議について（請求）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した下記業務について、賃金等の変動により、
契約金額の変更協議を請求します。

記

1 業務名 東大阪市庁舎建物総合管理業務【長期継続契約】

2 契約金額 ￥〇〇〇〇〇〇〇

3 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

4 基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 変更請求概算額 ￥〇〇〇〇〇〇〇

6 残契約金額 ￥〇〇〇〇〇〇〇

〔 残契約金額：契約金額から基準日における既履行分に相応する契約金額を控除した額 〕

7 添付資料（別紙「契約金額内訳書」）

※「契約金額内訳書」を補足する資料やその他根拠資料があれば添付してください。

以上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 東大阪市長

(受託者)

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

業者名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

東大阪市庁舎建物総合管理業務【長期継続契約】における賃金等の変動にかかる
変更契約協議の基準に基づく契約金額の変更協議について（承諾書）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありました契約金額の変更について、下記のとおり承諾いたします。

記

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 業 務 名 | 東大阪市庁舎建物総合管理業務【長期継続契約】 |
| 2 | 基 準 日 | |
| 3 | 変更前契約金額 | ¥〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 変更後契約金額 | ¥〇〇〇〇〇〇〇 |
| 5 | 契約変更金額 | ¥〇〇〇〇〇〇〇 |

以上